

障害者自立支援法 違憲訴訟の意義

弁護士 野田 葉子



平成21年10月1日、自立支援法違憲訴訟の第3次一斉提訴がなされました。

全国的には第3次ですが、愛知県ではこれが初めての提訴です。

どんな裁判？

自立支援法は、一言でいうと「障害者が働いたり介助を受けたりするのにお金を取られる」内容の法律です。

障害者は介助なしには普通に生活できません。「普通に生活するためにお金を取られるのは、生きているこ

とを否定されるに等しい」と、ある原告の障害者が話していましたが、まさにその通りです。

また、お金を払わないと働けない、というのは健常者では考えられないことです。障害者だからといって、このように人間としての尊厳を傷つけられることが許されるはずがないのです。

このような悪法である自立支援法を廃止し、障害者が安心して福祉サービスを受けられるよう福祉制度を改善することを目的とした裁判です。

民主党政権が 廃止を表明したのは？

確かに民主党政権になってから、国は自立支援法を廃止すると表明しました。しかし、廃止後に作られる新しい法律の内容は全く不明の状態です。

名前だけ変わって自立支援法と同じ内容の法律ができることのないよう、障害者が納得できる内容の法律の成立を見届ける必要があるのです。

そのため、予定通り第3次提訴をしました。

今後の裁判は国との話合いが中心になると思われますが、障害者の権利が保障される社会を目指して裁判は続いて行きます。